

# 学校いじめ防止基本方針

宇佐市立柳ヶ浦小学校

## 1. 学校いじめ防止基本方針

「いじめはどの子どもにも、どの学校・どの学級でも起こりうる」「いじめは絶対に許されない」という基本認識に立ち、全校児童が「いじめのない明るく楽しい学校生活」を送ることができるよう「本校のいじめ防止基本方針」を策定した。

## 2. いじめとは

### (1) いじめの定義

「いじめ」とは、「当該児童生徒が、一定の人間関係のある者から、心理的、物理的な攻撃を受けたことにより、精神的な苦痛を感じているもの。」とする。なお、起こった場所は学校の内外を問わない。(文部科学省平成18年)

### (2) いじめに対する基本的な考え方

- ①いじめの未然防止が重要である。
- ②いじめを許さない、見過ごさない集団全体の雰囲気をつくる。
- ③児童一人ひとりの自己有用感を高め、自尊感情を育む教育活動を推進する。
- ④いじめの早期発見のための様々な手段を講じる。
- ⑤いじめの早期解決のために当該児童の安全を保証するとともに学校内だけでなく各種団体や専門家と協力して、解決にあたる。
- ⑥学校と家庭が協力して事後指導にあたる。

### (3) いじめの集団構造と態様

#### ①いじめの集団構造

「被害者」と「加害者」だけの問題ではなく「観衆」としてはやし立てたりおもしろがったりする存在や、周囲で暗黙の了解を与えている「傍観者」の存在にも注意を払い、集団全体にいじめを容認しない雰囲気が形成されるようにする。

#### ②いじめの態様

「冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、いやなことを言われる」

「仲間はずれ、集団による無視される」

「軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする」

「ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする」

「金品をたかれる」

「金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする」

「いやなことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする」

「パソコンや携帯電話等で誹謗中傷やいやなことをされる」等が考えられる。

### 3. いじめ防止の基本的な方向と取組

#### (1) 指導体制、組織体制

①「いじめ防止委員会」を中心に、組織的に対応する。(一部の教職員や特定の教職員に抱え込ませない)「いじめ防止委員会」は、学校はいじめの防止、いじめへの早期発見及びいじめへの対処等に関する措置を実効的に行うため、組織的名対応を行うため中核となる。メンバーは管理職、教務主任、生活指導主任、人権教育主任、養護教諭、学年主任、当該学級担任等で構成する。必要に応じて委員会を開催する。

#### ②「いじめ防止委員会」の具体的仕事内容

- ・学校いじめ防止基本方針の作成、見直し
- ・年間指導計画の作成
- ・校内研修会の企画、立案
- ・調査結果、報告等の情報整理、分析
- ・いじめが疑われる案件の事実確認、判断
- ・配慮を必要とする児童への支援

#### (2) いじめ防止の年間指導計画

月	主な行事等	教職員研修等
4月	仲間づくり	第1回研修会 (年度始めの打合せ、取組の確認)
5月	児童会の取組	
6月	リレー大会	
7月	人権学習 アンケート調査1回目+面談	第2回研修会 (いじめ・不登校対策) (1学期の振り返りと2学期の準備)
8月	平和学習	
9月	運動会練習	
10月	運動会	
11月	情報モラル講演会	
12月	アンケート調査2回目+面談	第3回研修会 (いじめ・不登校対策) (2学期の振り返りと3学期の準備)
1月	薬物乱用防止教室	
2月	なわとび集会 アンケート調査3回目+面談	第4回研修会 (いじめ・不登校対策) (1年間の振り返りと次年度の準備)
3月	卒業式、修了式	

#### 4. いじめの防止措置

##### (1) いじめの予防

児童が周囲の友人や教職員との信頼できる関係が未然防止の基本となる。

- ①学習規律の徹底
- ②子どもを主体的にした授業づくりや集団づくり、学校づくり
- ③互いに認め合える人間関係づくり
- ④道徳教育、人権教育の充実
- ⑤読書活動、体験活動の推進
- ⑥自己有用感や自己肯定感を育む
- ⑦児童自らがいじめについて学び、取り組む。(児童会)

##### (2) 早期発見

児童が示す小さな変化や危険信号を見逃さないアンテナを高く保ち、教職員相互が積極的に情報交換を行い、情報を共有する。

- ①観察
- ②個人ノートや生活ノート、日記等
- ③アンケート調査
- ④個人面談、家庭訪問
- ⑤教育相談

##### (3) いじめの対応

発見・通報を受けた場合には、特定の教職員で抱え込まず、速やかに組織的に対応する。また、場合によっては関係機関。専門機関と連携し、対応にあたる。

	被害児童への支援	加害児童への指導	友人・知人(観衆・傍観者)への指導・支援
教師の対応	共感的に受けとめる姿勢で対応	毅然とした態度で対応 ※懲戒(第26条) ※出席停止(第26条)	みんなを守るという姿勢で対応
伝えること	・学校として「何としても守る」という姿勢を示すこと ・プライバシーの保護に十分配慮すること	・いじめは決して許されない行為であること ・いじめられた側の心の痛みに配慮すること ・自分の行為が重大な結果に繋がったこと	・いじめられた側の心の痛みに配慮すること ・いじめを認知した時、大人に通知する勇気を持つこと
確認すること	・身体の被害状況(負傷している場合、病院での診断状況) ・金品の被害状況	カウンセリングの必要性	・カウンセリングの必要性

	<ul style="list-style-type: none"> <li>・警察への被害申告の意志</li> <li>・適応指導教室での対応の必要性</li> </ul>		
留意すること	<ul style="list-style-type: none"> <li>・再発や潜在化</li> <li>・PTSD、自殺危険度のアセスメント</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・加害者の心理的背景</li> <li>・加害者が被害者になること</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・観衆、傍聴者も被害者になること</li> </ul>

○保護者及び関係機関との連携

	保護者・家庭	PTA・学校運営協議会	医療機関・児童相談所・適応指導教室 臨床心理士・弁護士等	警察
対応	学級担任を中心に対応	地域の方々 管理職を中心に対応	管理職・生活指導主任 を中心に対応	管理職・生活指導主任を 中心に対応
学校から伝えること	<ul style="list-style-type: none"> <li>・被害者最優先の姿勢で対応する方針</li> <li>・加害者側へ毅然と対応する方針</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・被害関係者の意向を十分に確認した上で、学校長が必要と判断した事象内容</li> <li>・見守り等の依頼</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・被害関係者の意向を十分に確認した上で、学校長が必要と判断した事象内容</li> <li>・学校への協力依頼</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・児童生徒の健全育成を図ることを目的とした「学校と警察の連絡制度」に基づく、いじめ事象についての情報共有と対応の協議</li> <li>・犯罪行為となるいじめ事象</li> <li>事象内容、関係児童生徒、被害申告の意思、学校の指導方針等</li> <li>・今後、犯罪行為に発展するおそれがあるいじめ事象、又は学校長が通報を必要と判断した事象</li> <li>・事象についての連絡、学校と警察の連携した対応について依頼</li> </ul>
学校が確認すること	<ul style="list-style-type: none"> <li>・保護者が知り得た情報</li> <li>・学校に対する要望</li> <li>・警察への被害申告の</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・PTA、学校運営協議会委員、地域の方々 が知り得た情報</li> <li>・学校に対する具体的</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・関係機関が知り得た情報</li> <li>・専門的立場からの助言（必要に応じて、ケ</li> </ul>	

	意思 ・学校への具体的支援の内容	支援の要望内容	一ス会議を継続的に開催) ・学校に対する具体的支援の内容	
学校が配慮すること	・知り得た事象内容の保護者への公表 ・安全配慮が不十分であった場合の謝罪			・学校警察連絡協議会の積極的な運用と情報共有 ・スクールサポーター等による非行防止教室の開催（いじめが犯罪行為になる場合があることを児童生徒に理解させ、いじめの未然防止を図る）

## 5. ネットいじめへの対応

ネット上の不適切な書き込み等については、被害の拡大を避けるため、直ちに削除する措置をとる。必要に応じて地方法務局の協力を求める。なお、児童の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、直ちに警察に通報し適切に援助を求める。

## 6. 重大事故への対応

### 【いじめの疑いに関する情報】

- いじめの疑いに関する情報の収集と記録、共有
- いじめの事実の確認を行い、結果を設置者へ報告

### 【重大事態の発生】

- **学校の設置者に重大事態の発生を報告（※ 設置者から地方公共団体の長等に報告）**
  - ア) 「生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑い」（児童生徒が自殺を企図した場合等）
  - イ) 「相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑い」（年間30日を目安。一定期間連続して欠席しているような場合などは、迅速に調査に着手）
- ※ 「児童生徒や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申立てがあったとき」

## 学校の設置者が、重大事態の調査の主体を判断

### 学校が調査主体の場合

学校の設置者の指導・助言のもと、以下のような対応に当たる

#### ①学校の下に、重大事態の調査組織を設置

※組織の構成については、専門的知識及び経験を有し、当該いじめ事案の関係者と直接の人間関係又は特別の利害関係を有しない第三者の参加を図ることにより、当該調査の公平性・中立性を確保するよう努める。

※第22条に基づく「いじめの防止等の対策のための組織」を母体として、当該重大事態の性質に応じて適切な専門家を加えるなどの方法も考えられる。

#### ②調査組織で、事実関係を明確にするための調査を実施

※いじめ行為の事実関係を、可能な限り網羅的に明確にする。この際、因果関係の特定を急ぐべきではなく、客観的な事実関係を速やかに調査する。

※たとえ調査主体に不都合なことがあったとしても、事実にしっかりと向き合おうとする姿勢が重要。

※これまでに学校で先行して調査している場合も、調査資料の再分析や必要に応じて新たな調査を実施。

#### ③いじめを受けた児童生徒及びその保護者に対して情報を適切に提供

※調査により明らかになった事実関係について、情報を適切に提供（適時・適切な方法で、経過報告）。

※関係者の個人情報に十分配慮。ただし、いたずらに個人情報保護を楯に説明を怠るようなことがあってはならない。

※得られたアンケートは、いじめられた児童生徒や保護者に提供する場合があることを念頭におき、調査に先立ち、その旨を調査対象の在校生や保護者に説明する等の措置が必要。

#### ④調査結果を学校の設置者に報告（※設置者から地方公共団体の長等に報告）

※いじめを受けた児童生徒又はその保護者が希望する場合には、いじめを受けた児童生徒又はその保護者の所見をまとめた文書の提供を受け、調査結果に添える。

#### ⑤調査結果を踏まえた必要な措置

### 学校の設置者が調査主体の場合

○調査主体の指示のもと、資料の提出など、調査に協力